

新規市場開拓型ベンチャー初期支援事業 仕様書

【事業名称】 新規市場開拓型ベンチャー初期支援事業

【履行期間】 契約締結日～2020年3月31日

1 事業概要・目的

産業構造の大転換が見込まれるなか、大阪が持続的に成長していくためには、次代の産業を担うベンチャー企業を次々と生み育てていくことが不可欠です。

しかし、大阪は海外や首都圏などと比べ、ベンチャー成長環境に格差があり、ベンチャー企業のコミュニティが少なく、また、東京圏への流出が懸念される状況にあります。

このような状況に対し、大阪府では行政・経済団体との連携によりオール大阪でベンチャー企業がグローバルに成長できる環境「ベンチャーエコシステム」を整備し、国内外のベンチャー企業から大阪を起業・成長の地として選んでもらい、大阪から世界レベルのリーディングカンパニーの輩出を目指す取組みを進めているところです。

「新規市場開拓型ベンチャー初期支援事業」は、このような取組みの一環として、まだ世の中になく新たな価値を自ら創出し、急速な規模拡大を志向し、大阪からグローバルを舞台に市場を求め、スタートアップ企業及び起業前後の方を対象として、事業立上げ時に必要とされる専門的な支援プログラムを実施することとします。

※スタートアップ企業とは

既存の産業構造を転換する破壊的イノベーションにより新市場を立ち上げ、グローバルなマーケットを舞台に事業を急拡大（スケール）し、メガベンチャー、大企業に成長する可能性を秘めたベンチャー企業。個人経営・家族経営等のスモールビジネスの創業や、既存市場に参入するビジネスの創業・起業とは区別する。

<事業のスケジュールイメージ（細部の変更は可能）>

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
連続講座	募集 選定										
アクセラレーション			募集 イベント		選定	メンタリング・ネットワーキング支援 既存企業等との連携・協業促進（ワークショップ等）					成果 発表会
オープン イノベーション イベント				★				★			
効果測定 調査業務											★

2 委託業務の内容及び提案を求める事項

新規市場開拓型ベンチャー初期支援業務等を次の（１）～（７）について実施してください。

（１）連続講座運營業務

○趣旨・内容

スタートアップ企業のための、マインドセット、事業構築手法、資本政策、チームアップ、マーケティングなどについて、座学、共同作業（ワークショップ）等の連続講座を通じ、理論を体系的に身に着けるほか、参加者同士のチームアップを促進する。講座終了後は参加者又はチームが事業（準備）をスタートできるレベルに至ることを目指す。

○実施回数

月１回以上（計５回以上）

○実施期間

２０１９年６月から２０１９年１０月（５ヶ月間）

※府との協議により期間の調整を可とします。

○対象者（すべての条件に該当すること）２０者以上。

- ・ 起業前～１年程度内の大阪府内に在住する者。
（起業している者は、主たる拠点を大阪府内に置いていること）
- ・ 本講座受講中にビジネス（その準備を含む）に着手できるようになること。
（直ちに１００%の着手を求めるものではない）

○KPI

- ・ 少なくとも対象者２０者以上を確保し、３０者以上の確保を目指してください。
- ・ ３者以上（３チーム以上）の事業（準備）スタート
※既に事業を行っている者については、本講座受講により得た専門的ノウハウを用い、事業の再検証・再構築、資金調達、高度専門人材の獲得など、スタートアップ企業特有の取組みを開始（準備開始）すること

ア 講座内容の設定

スタートアップ企業を立ち上げるにあたり、身に着けるべき体系的なメソッドを対象者に提供してください。

講座は月１回以上の頻度で連続５回以上実施し、座学、ワークショップ等を組み合わせ、効果的な講座を設定してください。

【提案を求める事項１】

趣旨に則り、座学、ワークショップ等を組み合わせた各回の講座内容を提案してください。また当該内容を担当できる講師候補を、各回について提案してください。

【留意事項】

本講座の趣旨・内容・対象者が合致する場合は、全5回以上のうちの2回以内を受託事業者が実施する他の講座等と一体として開催することを可とします。ただしその場合は大阪府を主催者（共催者）と位置付け本事業として実施するほか、本事業単独で実施する場合を超える質・量等を確保できる講座としてください。また共同開催する他講座等との会計・経費の区別を明確・公平に管理し、本事業の目的に沿った経費・負担分のみを本事業に帰属させてください。これら事項に関しては、大阪府と十分に協議してください。

イ 対象者の確保

前述（１）の条件に該当する対象者を募集し、審査により20者以上を選定・確保してください。

【提案を求める事項2】

前述（１）の条件に該当する対象者を募集し、審査により選定・確保する方法を提案してください。

ウ 講座の運営

会場確保、講師起用、運営をはじめ、講座実施にかかる一切の業務を行ってください。

エ チームアップ

参加者同士の信頼関係を醸成し、スキル・相性等を考慮し可能な場合には、チームとして事業（準備）を開始できるよう促してください。

（例：有望なビジネスを構想する参加者の事業に対し、他の参加者がCTOとして参加するなど）

【提案を求める事項3】

チーム組成を促す効果的な手法について提案してください。

オ 月次報告

講座実施内容・結果・参加実績等について、毎月報告をしてください。

（2）アクセラレーション業務

○趣旨・内容

支援対象であるスタートアップ企業の成長ステージを着実に前へ進めるための、メンタリングとネットワーキングを実施。さらに特に既存企業との連携・協業により成長を加速させることを目指す。

※アクセラレーションとは

定期的・継続的な対話や助言によって自発的な成長を促すメンタリングや、他のスタートアップ企業や支援者等との人脈を作るネットワーキングなどの支援を通じて、スタートアップ企業の成長を加速させること。

○アクセラレーション対象者（すべての条件に該当すること）

少なくとも5者を確保し、8者以上の採択を目指すこと。

- ・スタートアップ企業であること（法人化しているか否かは問わない）。
- ・起業3年程度内であり、大阪府内に拠点を有する者。または本事業の期間中に大阪府内に拠点を設ける者。

※ただし、大阪府内に主たる拠点（本社）を有する者が半数程度以上を占めること。

- ・成長に向け既存企業との連携・協業に強い意欲を持って取り組める者。

○実施期間

2019年10月から2020年2月（5ヶ月間）

※府との協議により期間の調整を可とします。

○メンタリングの実施回数

各支援対象者に対し月2回以上（事業期間中、各支援対象者に対し計10回以上）

※支援対象者の希望・都合のほか、その他やむを得ない事由がある場合（大阪府と要協議）を除きます。

※原則として面談によりますが、支援対象者のニーズに応じてオンライン面談・電話・メール等、柔軟に対応してください。

※ネットワーキングを兼ねて実施することも可とします。

○既存企業との連携・協業の促進

支援対象者の成長に向けて、支援対象者と既存企業（大企業・中堅・中小企業・他のスタートアップ企業等）との連携・協業を促進するため、以下の業務を実施してください。

- ・スタートアップ企業との連携・協業を希望し、自社の経営資源の開放、実証実験フィールドの提供、メンターとしての参加などに積極的に取り組む既存企業（大企業・中堅・中小企業等）を募集し、本事業への参画を促進してください。
- ・支援対象者と、既存企業の経営層や新規事業・連携・オープンイノベーション等の担当者が、連携・協業に向け互いの課題・リソースを深く理解し合うためのワークショップのような集会形式の取組みを、5回程度実施してください。なお、この取組みに出席する支援対象者のメンタリング支援を同時に実施することも可とするほか、2回分までについては支援対象者以外のスタートアップ企業を交えて実施することも可とします（大阪府と十分に協議してください）。

○KPI

支援対象者の3分の1以上が本事業期間終了後2年以内に、事業会社等と連携・提携、VC・エンジェル投資家等からの資金調達、ファーストユーザー（製品・サービスを最初に購入してくれる顧客）の獲得、次の成長ステージの支援プログラムへの採択などにより、具体的な成長の成果を得られること。

ア アクセラレーション対象者の採択

アクセラレーション対象者の募集・採択にかかる一切の業務を実施してください。

募集にあたっては、募集イベントを実施するほか、本プログラムの内容を対象となるスタートアップ企業に十分に周知してください。

採択にあたっては、非公開の書類審査・面談審査等及び公開の場で行うプレゼンテーション審査を実施し、複数審査員（5名程度以内）により決定してください。審査員の人数・選定は大阪府と十分に協議し、外部審査員を含め、公正に選考してください。

【提案を求める事項4】

本事業を支援対象となるスタートアップ企業に的確に周知し、十分な応募者数を確保するためのイベント内容・PR方法を提案してください。

また、スタートアップ企業の支援やオープンイノベーションについてノウハウを有する、審査員の候補となる方を提案してください。

イ 課題把握

支援対象者が直面している経営課題について、初回面談を行ったうえ解決すべき課題を把握・整理してください。（メンタリング実施回数に含みます。）

ウ スタートアップ企業としてのマインドセット（考え方）の醸成

成功するスタートアップ企業としてのものの考え方、経営パートナー・従業員・顧客・資金提供者等ステークホルダー（利害関係者）との接し方など、支援対象者が起業家としてのマインドセットを醸成できるよう支援してください。

エ 経営助言

事業受託者のこれまでの実績・経験、ノウハウを踏まえ、前述イで把握した支援対象者毎の経営課題に対し、これを克服し事業を成長させるための助言を行ってください。

【提案を求める事項5】

支援対象者にスタートアップ企業としてのマインドセットの醸成を促し、経営課題に対する的確な助言を行うための方法（メンタリング支援方法）を提案してください。

オ 既存企業との連携・協業の促進

【提案を求める事項6】

スタートアップ企業との連携・協業を希望し、自社の経営資源の開放、実証実験フィールドの提供、メンターとしての参加などに積極的に取り組む既存企業（大企業・中堅・中小企業等）を募集し、本事業への参画を促進する方法を提案してください。

【提案を求める事項7】

支援対象者と既存企業が連携・協業に向けて5回程度実施する集会形式の取組みについて、その効果的な内容・方法を提案してください。

カ コミュニティづくり

支援対象者同士や既存企業メンター、エンジェル投資家、ベンチャーキャピタル、メディア関係者等が深く交流し、互いに密な情報交換や相談が可能となるコミュニティづくりを促進してください。また採択スタートアップ企業の成長に資する外部メンターと積極的にネットワークキングしてください。

【提案を求める事項8】

支援期間中に支援対象者等が無料で自由に集える場所を確保するなど、支援対象者同士及びその他メンター・支援者等が深い人間関係に基づくコミュニティを形成できる方法を提案してください（必ず場所の確保を求めるものではなく、コミュニティ化を促すきっかけづくり等も含まれます。）

キ 成果発表会の実施

本事業の成果を発表する場として、支援対象者が登壇するイベントを開催してください。本イベントには多くの既存企業等を呼び込み、ネットワークの場を兼ねるよう交流の時間を十分に確保してください。

ク 月次報告

支援対象者毎に全員分、毎月アクセラレーション実施報告書を作成・提出してください。

(3) その他のイベントの開催・運營業務

(1)～(2)で開催するイベントとは別に、スタートアップ企業と既存企業とのオープンイノベーションを促進するため、以下2テーマについてイベントを実施してください。

- ・既存企業×スタートアップ企業のオープンイノベーションについて、意義・事例・トレンド・成功に向けた留意点等を情報提供する啓発イベント
- ・大企業等の既存企業複数社が自社の抱える課題やスタートアップ企業に向けて開放するリソースを発表し、スタートアップ企業と交流するイベント

【提案を求める事項9】

両テーマそれぞれのイベント内容を提案してください。

(4) 調査業務

支援内容や支援効果についての調査を、連続講座業務については講座終了後1ヶ月後及び2020年3月に、アクセラレーション業務については2020年3月に、全支援対象者に対するアンケートにより実施し、結果を大阪府へ報告してください。

※アクセラレーション業務のKPIは支援終了後2年内の達成を求めています。2020年3月時点の状況を調査してください。

(5) 実施体制

様々な課題を抱える支援対象者に対し、スタートアップ企業の経営に参画したことがあるなど、実体験からその克服方法について助言できる人材をメンター起用し、本事業を実施してください。

【提案を求める事項10】

本事業に必要な質・作業量から、本事業を担当できる体制（人材）と、メンター候補を提案してください。メンターは支援対象者が8者以上となる可能性に鑑み、原則3人以上とします。

（留意事項）

実施体制は、本事業に必要な十分な作業時間を確保できることを前提に外部メンターを積極的に起用し、支援対象者の課題毎に最適な支援体制を構築してください。

(6) 実施方法・進捗管理

ア 当事業のPR、支援対象者募集、参画企業の募集、各イベントの周知などを行う総合サイトを開設・運営してください。また、事業愛称・ロゴを設定してください。

イ メンタリングは面談・オンラインによる方法・電話・メール等により実施し、特段の支障がない限り大阪府担当者が同席又は支援内容を把握できるように設定してください。

ウ アクセラレーション期間終了後、全支援対象者に対し支援内容や効果に関する調査を実施し、結果を大阪府へ報告してください。

エ 本事業を遂行するにあたり必要なメンター・審査員・講師・場所・会場・消耗品・PRその他一切を、受託事業者により確保してください。なおイベント会場等に大阪イノベーションハブの活用を積極的に検討してください。

(7) 事業全般

【提案・記載を求める事項11】

- ・本事業全般の認知を高めるよう、本事業の愛称を提案してください。
- ・本事業に関する現状の認識や事業実施についての基本的な考え方について、特に大阪におけるベンチャーエコシステム及びスタートアップ企業の支援という観点から記載してください。
- ・事業を受託するにあたっての強みについて記載してください。
- ・類似の事業運営実績やその成果があれば記載してください。

（パンフレット等があれば添付可）

3 その他

(1) 事業の分析・評価の実施等

本事業や今後の府の施策に活かすため、本事業の実施において判明した課題やニーズなどについて調査・分析し、随時事業に反映させるとともに大阪府へ報告してください。

(2) 関係者との連絡・調整

本事業の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、府と十分協議を行いながら進めてください。また、本事業に必要な関係者との調整を行ってください。

(3) 事業実施体制について

業務遂行のための適切な人員体制（スタッフ構成）や全体スケジュール、コンプライアンス、個人情報保護、守秘義務の遵守に関する組織内体制について、十分に整備してください。

(4) 事業全体についての留意事項

支援事業の一部を有償とする場合には、受託事業者が対象者から直接収入することなく、対象者が費用を直接負担する方法によるものとしてください。

交流会等にかかる飲食費は支援事業費に含まないため、必要となる場合は受託事業者において実費を別途徴収するなどの方法により対応してください。

(5) その他

提案内容については、府と協議を行いながら真摯に履行してください。

別途、大阪府が指定する会議等がある場合、出席してください。

ホームページ、ブログ及びSNSなどインターネットの活用においては、公の事業として不適切な内容とならないよう、記事の掲載に留意してください。

4 委託費の上限

委託費の総額は9,819千円（税込）を上限とします。

5 委託事業の一般原則等

(1) 支援対象者等関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払ってください。また、他の機関等に関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じてください。

(2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけてください。

(3) 本事業の実施で得られた成果、価値、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属してください。

(4) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともにその決定に従ってください。

6 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存してください。

7 委託事業の実施状況の報告

- (1) 受託事業者は契約締結後、毎月委託事業の実施状況を書面により、大阪府に報告してください。
- (2) 受託事業者は、事業終了時に事業全体を通じた取組内容・結果・成果・収支内訳を大阪府へ報告してください。
- (3) 大阪府は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるため、これに協力してください。

8 本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行してください。